

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>第 1 1 条 病院に、医療情報企画部、地域ネットワーク医療部、医療安全管理部、総合臨床教育・研修センター、診療報酬センター、がんセンター、先端医療機器開発・臨床研究センター、リウマチセンター、iPS細胞臨床開発部、臨床研究総合センター、先制医療・生活習慣病研究センター、看護職キャリアパス支援センター、E H R 利用推進センター、もやもや病支援センター<u>及び</u>高度生殖医療センターを置く。</p> <p>2 前項のセンター又は部に関し必要な事項は、病院長が定める。</p> <p>(後 略)</p> | <p>第 1 1 条 病院に、医療情報企画部、地域ネットワーク医療部、医療安全管理部、総合臨床教育・研修センター、診療報酬センター、がんセンター、先端医療機器開発・臨床研究センター、リウマチセンター、iPS細胞臨床開発部、臨床研究総合センター、先制医療・生活習慣病研究センター、看護職キャリアパス支援センター、E H R 利用推進センター、もやもや病支援センター、<u>高度生殖医療センター及びレセプト情報等オンサイトリサーチセンター</u>(京都)運用部を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 8 年 2 月 4 日から施行する。</p> |